

「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施（運輸安全マネジメント評価）に係る基本的な方針」の改正に係る審議（4回目）

1. 日 時

令和5年3月23日（木） 11：15～12：00

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 渡真利、本間、宮田、廣井、佐藤、山本

4. 議事概要

- 事案処理職員から令和5年3月16日（木）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取した後、運輸安全マネジメント評価に係る基本的な方針案に関し、諮問された案を一部修正して改正することが適当である旨、答申することとした。

（注）事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。